マイナンバーの通知が始まります

マイナンバーが記載された「通知カード」が、住民票のある市区町村から世帯ごとに簡易書留で送付されます。通知カードは、個人番号カードを受け取る際に必要となりますので、大切に保管してください。

問/マイナンバー制度について:政策企画課 ☎463-3089

通知カードについて:総合窓口課 ☎463-2605

マイナンバー制度実施の流れ・



平成27年10月~

● 通知カードを 住民票の住所 へ順次送付



平成28年1月~

- 社会保障・税・災害対策の 手続きで、マイナンバーの 利用が開始
- 申請者に個人番号カードの 交付が始まります。

平成29年1月~

- 国の行政機関の間で情報 連携を開始
- 個人ごとのポータルサイト(※マイナポータル)の運用が始まります。

※マイナポータルとは、自宅のパソコン等からマイナンバーの付いた自分の 情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるものとして整備されます。

通知カードが届いたら

Point 書留の中身を 確認

通知カードは簡易書留で届きます。「通知カード」、「個人番号カードの申請書と返信用封筒」、「説明書」が入っているかを確認しましょう。

Point

゛)個人番号カードの申請

個人番号カードの取得には、申請が必要です。 申請は主に「郵送で申請」、「オンラインで申請」 の2通りがあります。

郵送で申請:個人番号カードの申請書に本人の顔 写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ オンラインで申請:スマートフォンで顔写真を撮

影し、所定のフォームからオンラインで申請

Point 個人番号カード の受け取り

平成28年1月以降順次、本人が市区町村の窓口で受け取れます。初回は無料で交付されます。受け取る際、パスワードの設定が必要です。

個人番号カードの利用・

IC チップに記録されている電子証明書を用いて、e-Tax などの電子申請を利用できます。また、将来的に各種民間オンライン取引など、さまざまな使い道が検討されています。

解説します

事業者の方へ マイナンバー制度が始まるとどうなるの?

民間事業者にも制度の影響はあるの?

民間事業者も税や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

どんな準備が必要なの?

主に、以下の4つの準備が必要です。

①マイナンバーを適正に扱うための

社内規定づくり(基本方針、取扱規定の策定)

- ②マイナンバーに対応した**システム開発や改修**(人事、給料、会計システム等)
- ③特定個人情報の**安全管理措置**の検討(組織体制、担当者の監督、漏えい防止、アクセス制御など)
- ④**社内研修**・教育の実施(マイナンバーを取り扱う従業員への周知徹底)

具体的に内容を知りたい場合は?

特定個人情報保護委員会ホームページに「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン (事業者編)」などを掲載しています。 市ホームページからもリンクしていますので、ご確認ください。

なお、電話でのマイナンバー制度に関するお問い合わせは右記の 番号へおかけください。

マイナンバー制度のお問い合わせ

マイナンバーコールセンター (全国共通ナビダイヤル)

〈日本語対応〉 ☎0570-20-0178

> 英語・中国語・韓国語・ English Chinese Korean

スペイン語・ポルトガル語 Spanish Portuguese

平日 午前9時30分~午後5時30分 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※通話料がかかります。

※IP 電話等で上記ダイヤルにつながらない 場合は、☎050-3816-9405におかけください。